

佐賀県規則第53号

佐賀県佐賀空港条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県佐賀空港条例施行規則（平成10年佐賀県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 次に掲げる事務は、佐賀空港事務所長（以下「所長」という。）に委任する。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(申請書等の様式等)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる申請又は届出は、それぞれ当該各号に定める申請書又は届出書によらなければならない。</p> <p>(1)～(15) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、佐賀空港事務所長（以下「所長」という。）に委任する。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p><u>(18) 条例第23条の規定による放置自動車の調査等に関すること。</u></p> <p><u>(19) 条例第24条の規定による放置自動車の移動、保管等に関すること。</u></p> <p><u>(20) 条例第25条の規定による勧告に関すること。</u></p> <p><u>(21) 条例第26条の規定による放置自動車の引渡しに関すること。</u></p> <p><u>(22) 条例第27条の規定による費用の請求に関すること。</u></p> <p>(申請書等の様式等)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる申請又は届出は、それぞれ当該各号に定める申請書又は届出書によらなければならない。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 第8条第1号に規定する届出 長期駐車予定届出書（様式</p>

改正前	改正後
<p>2・3 略 第4条～第6条 略</p>	<p>第16号) 2・3 略 第5条～第7条 略 <u>(条例第22条第2項の規則で定める場合)</u> 第8条 <u>条例第22条第2項の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。</u> <u>(1) 引き続き30日を超えて駐車する予定であることが、所長に届け出られていること。</u> <u>(2) 前号に規定する届出による駐車予定期間を超えないこと。</u> <u>(警告書)</u> 第9条 <u>条例第23条第1項の警告書は、様式第17号によるものとする。</u> <u>(身分証明書)</u> 第10条 <u>条例第23条第4項に規定する身分証明書は、様式第18号によるものとする。</u> <u>(放置自動車の移動、保管等に係る通知)</u> 第11条 <u>条例第24条第2項の規定による通知は、放置自動車移動保管通知書(様式第19号)により行うものとする。</u> 2 <u>条例第24条第2項ただし書の規定による公示は、空港内の見やすい場所、県庁前の掲示場その他所長が必要と認める場所への掲示その他の適当な方法により行うものとする。</u> <u>(放置自動車の引渡しの告示)</u> 第12条 <u>条例第26条第2項の規定による告示は、佐賀県公報へ掲載することにより行うものとする。この場合において、同項に規定する事項には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。</u> <u>(1) 放置されていた場所</u></p>

改正前	改正後
	<p>(2) <u>放置自動車の車名又は塗色のうち判明しているもの</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、放置自動車を特定する事項</u></p> <p><u>2 条例第26条第3項の規定による告示は、佐賀県公報へ掲載することにより行うものとする。</u></p> <p><u>3 条例第26条第3項第6号の規則で定める事項は、放置自動車及び当該放置自動車内に放置されている物件の引取りの方法とする。</u></p>

様式第1号から様式第15号までの規定中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

様式第15号の次に次の4様式を加える。

様式第16号（第4条関係）

長期駐車予定届出書

年 月 日

佐賀県佐賀空港事務所長 様

届出者 住所 _____
 氏名 _____
 連絡先 _____

引き続き30日を超える期間駐車したいので、佐賀県佐賀空港条例施行規則第8条第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

駐車場所	第1・第2・第3・第4・第5・身障者用駐車場	
自動車登録番号又は車両番号 (ナンバープレート)		
自動車の情報	メーカー	
	車名	
	色	
駐車予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
搭乗予定便	往路	年 月 日 (便名:)
	復路	年 月 日 (便名:)
備考		

この様式に記載された個人情報は、駐車場の管理に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

番 号
年 月 日

警告書

この自動車の所有者、占有者若しくは使用者又はこの自動車を放置し、若しくは放置させた者（以下「所有者等」という。）は、至急、この自動車を撤去してください。

年 月 日までに撤去されない場合は、佐賀県佐賀空港条例第24条第1項の規定に基づき、県において自動車の移動をすることがあります。

さらに、年 月 日までに撤去されない場合は、同条例第26条第1項の規定に基づき、自動車を使用済自動車とみなし、使用済自動車の再資源化等に関する法律の手續に従い、県において引取業者への引渡し等の措置を講ずることがあります。

佐賀県佐賀空港事務所長 印

電話番号

所有者等以外の方で、所有者等に心当たりのある方は、上記の電話番号に連絡してください。

様式第18号（第10条関係）

（表）

<p>写 真</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 10px auto;"></div>	<p>身分証明書</p> <p>所属 職名 氏名</p>
<p>上記の者は、佐賀県佐賀空港条例第23条第1項及び第3項の規定により、放置自動車の状況等の調査を行う職員であることを証する。</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>佐賀県佐賀空港事務所長 印</p>	

（裏）

<p>佐賀県佐賀空港条例（抜粋）</p>
<p>（放置自動車の調査等）</p> <p>第23条 知事は、放置自動車（駐車場等に放置されている自動車をいう。以下同じ。）があるときは、当該職員に、当該放置自動車の状況、所有者等（自動車の所有権、占有権若しくは使用权を有する者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいう。以下同じ。）その他の自動車に関する事項を調査させるとともに、当該放置自動車の撤去を促すために警告書を当該放置自動車に貼り付けさせることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調査させる場合において、当該放置自動車の車外からの調査では所有者等が判明しないときは、当該職員に、当該放置自動車が施錠されている場合にあつては当該施錠を解錠させ、その目的を達成するため必要な範囲内で、当該放置自動車の車内を調査させることができる。</p> <p>4 第1項及び前項の規定による調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第1項及び第3項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。

第 年 月 日 号

様

佐賀県佐賀空港事務所長 印

放置自動車移動保管通知書

佐賀県佐賀空港条例第24条第1項の規定により、放置自動車を移動し、及び保管していますので、同条第2項の規定により通知します。

については、事前に下記まで連絡の上、速やかに当該自動車を引き取りください。

なお、同条例第27条の規定により、移動及び保管に要した費用を後日請求します。

記

放置されていた場所		
自動車登録番号又は車両番号 (ナンバープレート)		
自動車の情報	メーカー	
	車名	
	色	
移動日		
保管している場所		

附 則

この規則は、令和 2 年10月 1 日から施行する。